

**「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に伴う
電気・ガス供給約款等の変更について**

2023年1月

名張近鉄ガス株式会社

大阪ガス株式会社

名張近鉄ガス株式会社（以下「名張近鉄ガス」といいます。）は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択されたことを受け、2023年1月1日に当社の一般ガス小売供給約款、最終保障供給約款等^{*1}を変更し、2023年2月検針分の都市ガス料金から、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となるお客さまのガス料金を値引きします。

また、名張近鉄ガスおよび大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、小売事業者である大阪ガスが政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択されたことを受け、2023年1月1日に当社の電気供給（取次）約款等^{*2}を変更し、2023年2月検針分の料金から、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となるお客さまの電気料金を値引きします。

*1：一般ガス小売供給約款・最終保障供給約款等すべての供給条件

*2：電気供給（取次）約款等すべての供給条件

1. 変更内容について

政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において決定された支援単価を踏まえて都市ガス料金および電気料金を値引き^{*3}するため、原料費調整および燃料費調整の算定式を変更します。

*3：都市ガス料金は、一般ガス小売供給約款等に記載の算定式にもとづき支援単価を値引きします。電気料金は、電気供給（取次）約款等に記載の算定式にもとづき支援単価を値引きします。具体的な算定方法は〈別紙〉をご覧ください。

【政府の支援単価について】（税込）

	2023年2月検針分料金 ～9月検針分料金	2023年10月 検針分料金
都市ガス	30円/m ³	15円/m ³
電気（低圧）	7円/kWh	3.5円/kWh
電気（高圧）	3.5円/kWh	1.8円/kWh

※都市ガスは、年間契約量が1,000万m³/年以上のお客様や発電事業を営むお客さまが売電のために使用されるガスについては支援適用の対象外となります。電気は特別高圧のお客さまは支援適用の対象外となります。

2. 適用時期について

都市ガス・電気ともに、2023年2月検針分～10月検針分の料金に適用します。

3. 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

詳細は以下のURLよりご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

4. お問い合わせ先

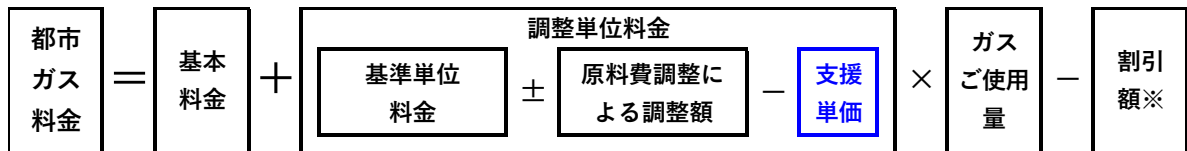
約款変更に関する問い合わせ窓口：0595-65-2311 《受付時間》9時～17時
(今回の変更に際し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。)

以上

〈別紙〉

【支援期間中の料金算定方法】

1. 都市ガス料金



※安心快適料金A契約で、割引制度適用がある場合、割引額を差引きます。

2. 電気料金

